



「家庭教育を実践する日」

News Letter 令和7年2月号

●ご家庭で簡単に実践できる取組みを毎月紹介しています。

年中行事にふれ、親子で願いを話そう！

昔ながらの風習に思いをはせる

地域には、古いお正月飾りなどを燃やす「どんど焼き」を行う所があります。呼び方は地域によって様々ですが、どんど焼きの火にあたったり、焼いた団子を食べたりすれば、その1年間健康でいられるなどの言い伝えがあり、無病息災・五穀豊穣を祈る行事として知られています。

節分には、豆まきとともに恵方巻を食べる習慣があります。「恵方」とは、その年によって変わる幸福の神様がいる方角のことです。（※今年は「西南西」）豆で鬼をやっつけられるの？と思いませんか。「魔（ま）を滅（め）する」豆（まめ）という意味を込め、豆が投げられているようです。

私たちが何気なく見て、聞いて、やってきたことは、人々の幸せなど様々な願いが込められ行われてきたのですね。



年中行事を親子で楽しむ

例えば、「五節句」は、一年の中の五つの季節の節目を祝う日本の伝統行事です。

「人日の節句」（1月7日）：七草粥を食べて一年の無病息災を祈る。

「上巳の節句」（3月3日）：ひな人形を飾り、女の子の健やかな成長を祈る。

「端午の節句」（5月5日）：鯉のぼりや兜を飾り、男の子の健やかな成長を祈る。

「七夕の節句」（7月7日）：笹に願い事を書いた短冊を飾り、天の川をイメージしたそうめんを食べる風習がある。

「重陽の節句」（9月9日）：菊の花を飾り、長寿を願う。

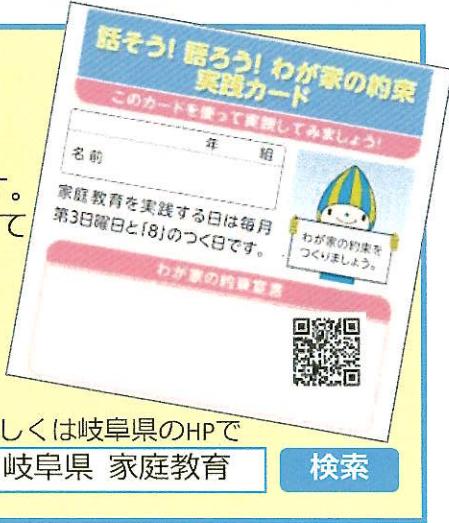
同じ行事でも地域によって違いが見られます。時を経て、親から子へ、また地域全体で共有され、地域に合った形となり、大切な人と過ごす時間になりました。その歴史や人々の願いに触れつつ親子で楽しみ、家族や地域のつながりを感じたいですね。

「話そう！語ろう！わが家の約束」運動

「家庭教育を実践する日」の具体的な取組みとして「話そう！語ろう！わが家の約束」運動を推進しています。取組みをとおして、家庭の大切さや家族のあり方について見つめ直してみませんか？

●運動の取組方法

- ① 家族で話し合って「わが家の約束」をつくる
- ② 取組実践カードに記録
- ③ 実践中や実践後に家族に互いの思いを伝えあう
- ④ 次の約束を話し合う



詳しくは岐阜県のHPで

岐阜県 家庭教育

検索

●家庭教育を実践する日とは？

「家庭の日（毎月第三日曜日）」と「早く家庭に帰る日（8のつく日）」を合わせた日です。**2月は8日、16日、18日、28日**です。

●家庭教育に関するご相談は
岐阜県 県民生活課 生涯学習係
TEL 058-272-8752

このNewsLetterは
岐阜県HPにも掲載しています。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/431227.pdf>





「家庭教育を実践する日」

News Letter 令和7年2月号

●ご家庭で簡単に実践できる取組みを毎月紹介しています。

年中行事にふれ、親子で願いを話そう！

昔ながらの風習に思いをはせる

地域には、古いお正月飾りなどを燃やす「どんど焼き」を行う所があります。呼び方は地域によって様々ですが、どんど焼きの火にあたったり、焼いた団子を食べたりすれば、その1年間健康でいられるなどの言い伝えがあり、無病息災・五穀豊穣を祈る行事として知られています。

節分には、豆まきとともに恵方巻を食べる習慣があります。「恵方」とは、その年によって変わる幸福の神様がいる方角のことです。（※今年は「西南西」）豆で鬼をやっつけられるの？と思いませんか。「魔（ま）を滅（め）する」豆（まめ）という意味を込め、豆が投げられているようです。

私たちが何気なく見て、聞いて、やってきたことは、人々の幸せなど様々な願いが込められ行われてきたのですね。

年中行事を親子で楽しむ

例えば、「五節句」は、一年の中の五つの季節の節目を祝う日本の伝統行事です。

「人日の節句」（1月7日）：七草粥を食べて一年の無病息災を祈る。

「上巳の節句」（3月3日）：ひな人形を飾り、女の子の健やかな成長を祈る。

「端午の節句」（5月5日）：鯉のぼりや兜を飾り、男の子の健やかな成長を祈る。

「七夕の節句」（7月7日）：笹に願い事を書いた短冊を飾り、天の川をイメージしたそうめんを食べる風習がある。

「重陽の節句」（9月9日）：菊の花を飾り、長寿を願う。

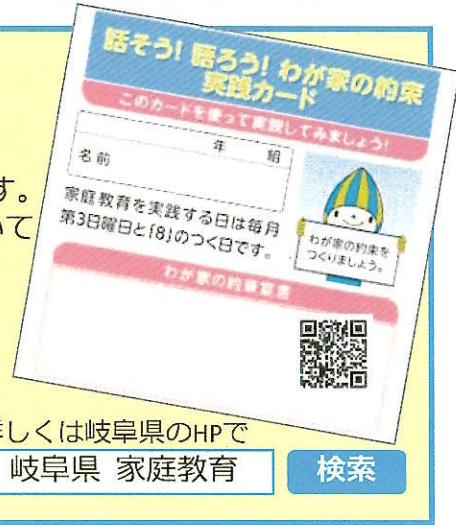
同じ行事でも地域によって違いが見られます。時を経て、親から子へ、また地域全体で共有され、地域に合った形となり、大切な人と過ごす時間になりました。その歴史や人々の願いに触れつつ親子で楽しみ、家族や地域のつながりを感じたいですね。

「話そう！語ろう！わが家の約束」運動

「家庭教育を実践する日」の具体的な取組みとして「話そう！語ろう！わが家の約束」運動を推進しています。取組みをとおして、家庭の大切さや家族のあり方について見つめ直してみませんか？

●運動の取組方法

- ① 家族で話し合って「わが家の約束」をつくる
- ② 取組実践カードに記録
- ③ 実践中や実践後に家族に互いの思いを伝えあう
- ④ 次の約束を話し合う



詳しくは岐阜県のHPで

岐阜県 家庭教育

検索

●家庭教育を実践する日とは？

「家庭の日（毎月第三日曜日）」と「早く家庭に帰る日（8のつく日）」を合わせた日です。**2月は8日、16日、18日、28日**です。

●家庭教育に関するご相談は
岐阜県 県民生活課 生涯学習係
TEL 058-272-8752

このNewsLetterは
岐阜県HPにも掲載しています。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/431227.pdf>

